

兵庫県公報

令和3年12月2日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）……	1

公布された法令のあらまし

◎議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改定するため、所要の措置を講ずることとした。

条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月2日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第44号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改め、同項第2号中「100分の100.5」を「100分の97.5」に改め、同項第3号中「100分の50.25」を「100分の48.75」に改める。

附則第14項を次のように改める。

14 令和3年12月に支給する期末手当に係る第4条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の162.5」とあるのは「100分の157.5」と、同項第2号中「100分の97.5」とあるのは「100分の94.5」と、同項第3号中「100分の48.75」とあるのは「100分の47.25」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。